

## 岡山市請負工事監督規程

平成16年8月30日

市訓令甲第61号

(趣旨)

第1条 この訓令は、本市が発注する工事（岡山市小規模工事取扱規程（平成15年市訓令甲第73号）第2条に規定する小規模工事を除く。）の請負契約（以下「契約」という。）について、その適正な履行を確保するため、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）に規定する監督員の設置及びその事務の処理等について必要な事項を定めるものとする。

(監督員の設置等)

第2条 工事に係る事務を担当する課（支所にあつては、産業建設課をいう。以下「担当課」という。）に監督員を置く。

2 監督員は、総括監督員、主任監督員及び工事監督員とする。

3 総括監督員は、担当課の長をもって充てる。

4 前項の規定にかかわらず、担当課の長が、病気、事故その他のやむを得ない事情により、総括監督員の事務を処理することができないときは、当該担当課の直近上司（当該担当課が支所産業建設課である場合にあつては、支所長）が課長相当職以上の者のうちから総括監督員を指定する。

5 主任監督員は、担当課に所属する係長相当職以上（該当職員がいない場合にあつては、担当課に所属する副主査又は主任を含む。）の職位にある者のうちから、契約ごとに総括監督員が指定する。この場合において、主任監督員として指定すべき職員がいない場合には、総括監督員が主任監督員を兼務する。

6 工事監督員は、担当課に所属する職員（総括監督員及び主任監督員として指定された者を除く。）のうちから、契約ごとに総括監督員が指定する。

(各監督員の所掌する職務)

第3条 総括監督員、主任監督員及び工事監督員のそれぞれの所掌する職務については、次に掲げるとおりとする。

(1) 総括監督員は、監督事務を掌理し、主任監督員及び工事監督員を指揮監督す

る。

(2) 主任監督員は、総括監督員の命を受け、監督事務に従事し、工事監督員を指揮監督する。

(3) 工事監督員は、総括監督員及び主任監督員の命を受け、監督事務に従事する。  
(監督事務の処理における基本的姿勢)

第4条 監督員は、契約規則及びこの訓令並びに契約書に定める工事の監督に関する事務（以下「監督事務」という。）を処理するに当たっては、常に相互の連絡調整を図り、その処理に矛盾を生ずることのないよう留意しなければならない。

2 主任監督員又は工事監督員は、指示、承諾その他の受注者に対する監督事務の処理に当たり、契約変更の必要性が生ずるものと認めるときは、総括監督員にあらかじめその旨を報告し、その指示を受けなければならない。この場合においては、総括監督員は、その適正性を判断するとともに、契約変更の内容が岡山市公共工事に関する設計審査規程（平成18年市訓令甲第129号）別表第2号に掲げる変更設計に該当すると認めたときは、あらかじめ、当該変更契約に係る決裁権者（岡山市事務決裁規程（平成4年市訓令甲第4号）に基づき決裁権を有する者（代決権者を除く。）をいう。以下同じ。）と意見の調整を行わなければならない。ただし、災害時等、生命、身体、財産に回復困難な損害が発生するおそれがあり、緊急に指示、承諾その他の監督業務を処理する必要がある場合には、この限りでない。

3 総括監督員は、前項ただし書の規定により決裁権者との意見調整をしないで監督事務を処理したときは、速やかに決裁権者に対し、当該事務処理の内容、理由その他必要な事項を報告しなければならない。

4 監督員は、監督事務の処理に当たっては、常に公正かつ誠実な態度で臨むとともに、受注者及び下請負人の業務を不当に妨げることのないように留意しなければならない。  
(工事の把握)

第5条 監督員は、契約が締結されたときは、契約書及び設計図書（工事数量総括表、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）の内容並びにこれらに定めるところにより、受注者から提出される施工計画書の内容（実施工程表の提出が必要な場合においてはその内容を含む。）を把握しなければならない。

い。

- 2 監督員は、工事の進捗状況を常時把握するとともに、受注者が関係行政機関等に提出すべき届出等の有無及びその内容を把握しなければならない。
- 3 監督員は、当該工事について、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行等に伴う対応について（平成14年7月1日制定）に沿って点検し、及び把握しなければならない。
- 4 監督員は、前3項に定めるところにより、点検し、及び把握した工事現場の状況に応じ、適切に、契約書及び設計図書に定める指示、承諾、協議、書面の受理等を行うものとする。

（工事の促進のための措置）

第6条 監督員は、工事について、必要に応じ、工事現場付近の住民からの苦情・要望等に対する調整、関係行政機関等との協議・調整その他工事の進行を円滑に促進するために必要な措置を講じなければならない。

（関連工事との工程等の調整）

第7条 総括監督員は、工事の施工上密接に関連する他の工事に対する必要な調整その他の施工状況の調整を行うものとする。

- 2 総括監督員は、前項に規定する場合において、当該他の工事について同一の主任監督員を指定しているときは、当該主任監督員に前項の調整を行わせることができる。この場合においては、総括監督員は、当該主任監督員に調整結果その他必要な事項を報告させなければならない。
- 3 総括監督員は、他の総括監督員の監督に係る他の工事と第1項に規定する調整を行う必要があると認めるときは、当該他の総括監督員と協議し、又は主任監督員に協議させることができる。この場合においては、総括監督員は、当該主任監督員に調整結果その他必要な事項を報告させなければならない。

（詳細図等の作成等）

第8条 主任監督員又は工事監督員は、契約書及び設計図書に定めるところにより、必要に応じ、契約の適正な履行に必要な詳細図等を作成し、又は受注者が作成したこれらの書類の審査を行わなければならない。この場合において、総括監督員は、これら

の書類のうち重要なものについては、主任監督員にその作成又は審査を行わせなければならない。

（工事材料の検査等）

第9条 主任監督員又は工事監督員は、契約書及び設計図書に定めるところにより、工事に使用する材料（以下「工事材料」という。）について、検査（他の者が行った検査の結果の確認を含む。以下この条において同じ。）を行い、又はその調合に立ち合い、若しくはその調合に係る見本の検査を行わなければならない。この場合において、総括監督員が当該工事材料の検査又は工事材料の調合に係る立会い若しくは見本の検査のうち重要と認めるものについては、主任監督員に行わせなければならない。

2 主任監督員又は工事監督員は、前項の規定による工事材料の検査又は工事材料の調合に係る立会い若しくは見本の検査について受注者から請求があったときは、契約書に定める期間内にこれに応じなければならない。

（工事の立会い）

第10条 主任監督員又は工事監督員は、契約書及び設計図書に定めるところにより、水中又は地下に埋設する部分の工事その他の工事の工程の途中における重要な工事に立ち会わなければならない。この場合において、総括監督員が当該工事のうち特に重要と認めるものについては、主任監督員に立ち会わせなければならない。

2 前条第2項の規定は、受注者から立会いの請求があった場合について準用する。

（見本等の提出の請求）

第11条 主任監督員又は工事監督員は、契約書及び設計図書に定めるところにより、受注者に対し、工事材料の調合又は工事の工程の途中における工事に関する見本又は工事写真その他の記録で受注者が整備すべきものについて、その提出を求めなければならない。

2 受注者がやむを得ない事由により第9条第1項の規定による工事材料の調合に係る立会い若しくは見本の検査又は前条第1項の規定による工事の立会いを受けずに工事材料を調合し、又は同項の工事を施工したときは、これらの監督事務を行う監督員は、契約書及び設計図書に定めるところにより、受注者に対し、工事材料の調合又は同項の工事に関する見本又は工事写真その他の記録で受注者が整備すべきものについて、

見本等の提出請求書（様式第1号）により，その提出を求めなければならない。

（支給材料又は貸与品の検査等）

第12条 主任監督員又は工事監督員は，契約書及び設計図書に定めるところにより，本市が受注者に支給すべき工事材料（以下この条において「支給材料」という。）及び貸与すべき建設機械器具（以下この条において「貸与品」という。）の引渡しに際し，受注者の立会いを求めて当該支給材料及び貸与品の品名，数量，品質又は規格若しくは性能について検査し，設計図書に適合すると認めるときは，これらを引き渡すとともに，契約書及び設計図書に定めるところにより7日以内の期限を定めて，受注者に対し，受領証又は借用書の交付を求めなければならない。

2 前項の規定による検査の結果，支給材料又は貸与品の品名，数量，品質，規格若しくは性能が設計図書に適合しないと認めるときは，主任監督員又は工事監督員は，直ちにその旨を総括監督員に報告しなければならない。

（不適当な工事関係者に関する措置請求及び報告等）

第13条 主任監督員又は工事監督員は，現場代理人がその職務（他の工事関係者としての資格を兼ねるときは，当該他の工事関係者としての職務を含む。）の執行につき著しく不適当であると認めるとき，又は主任技術者，監理技術者，専門技術者その他工事に従事している者で工事の施工又は管理につき著しく不適当であると認められるものがあるときは，その旨並びに必要と認める措置及びその理由を総括監督員に報告しなければならない。

2 総括監督員は，前項の規定による報告を受けた場合において，同項の措置を適当と認めるとき，又は他の措置をとることが必要と認めるときは，当該措置及びその理由を直近の上司に報告しなければならない。

（工程途中の段階における確認）

第14条 主任監督員又は工事監督員は，契約書及び設計図書に定めるところにより，又は必要に応じ，工程の途中の重要な段階において，工事現場を調査し，必要な事項の確認を行わなければならない。この場合において，総括監督員が当該事項のうち重要と認めるものについては，主任監督員に確認を行わせなければならない。

（施工部分の改造請求及び破壊検査）

第15条 主任監督員又は工事監督員は、工事の施工部分に設計図書に適合していない部分があると認めるとき、又は設計図書との適合性が疑われる相当の理由があると認めるときは、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

2 総括監督員は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該施工部分について破壊検査の必要があると認めるときは、契約書及び設計図書に定めるところにより、受注者に対し、破壊検査通知書（様式第2号）によりその旨を通知し、主任監督員をして必要かつ最小の範囲内で当該施工部分を破壊して検査させることができる。

3 総括監督員は、第1項の規定による報告又は前項の規定による検査の結果、工事の施工部分に設計図書に適合していない部分があると認めるときは、契約書及び設計図書に定めるところにより、受注者に対し、改造請求書（様式第3号）により、当該施工部分の改造を請求しなければならない。

（施工条件の変更等に係る事項の調査及び報告等）

第16条 主任監督員又は工事監督員は、次の各号のいずれかに該当する事実につき疑義があるとき、又は当該事実につき受注者から確認を求められたときは、契約書及び設計図書に定めるところにより、直ちに受注者の立会いを求めてその調査を行い、その結果（主任監督員又は工事監督員が設計図書の訂正又は変更その他の適当な措置をとることを必要と認めるときは、その措置の内容を含む。）を総括監督員に報告しなければならない。

- (1) 工事数量総括表、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

（施工の一時中止事由の報告等）

第17条 主任監督員又は工事監督員は、契約書及び設計図書に定める工事の施工の一時

中止に係る事由が生じたと認めるとき、又は当該事由の発生につき受注者から通知を受けたときは、直ちにその旨を総括監督員に報告しなければならない。

（工期延期事由の報告等）

第18条 主任監督員又は工事監督員は、契約書及び設計図書に定める工期の延長に係る事由が生じたと認めるとき、又は当該事由の発生につき受注者から通知を受けたときは、契約書及び設計図書に定めるところにより、工期の延長について受注者と事前協議し、その結果を総括監督員に報告しなければならない。

（災害防止等のための措置）

第19条 主任監督員又は工事監督員は、災害防止のための措置について受注者から意見を求められた場合においては、その内容が軽易なものであるときにあっては契約書及び設計図書に定めるところにより遅滞なく指示を与え、その内容が重要なものであるときにあっては総括監督員に報告しなければならない。この場合において、総括監督員は、契約書及び設計図書に定めるところにより、遅滞なく受注者に対し、適切な指示を与えなければならない。

2 主任監督員又は工事監督員は、災害防止のため必要があると認めるとき、又は施工上特に必要があると認めるときは、その旨及びとるべき措置の内容を総括監督員に報告しなければならない。

3 総括監督員は、前項の規定による報告があった場合において、その措置を適当と認めるときは、災害防止措置等請求書（様式第4号）により、受注者に対し必要な措置をとるべきことを請求しなければならない。

4 主任監督員又は工事監督員は、第1項又は第3項の規定により受注者がとった措置の概要を総括監督員に報告しなければならない。

（損害の調査及び報告）

第20条 主任監督員又は工事監督員は、工事目的物の引渡し前に工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入した工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じ、又は工事の施工により第三者に損害を及ぼした可能性があるとき、若しくはこれらの事実につき受注者から通知を受けたときは、契約書及び設計図書に定めるところにより、その原因、損害の状況その他必要な事項について調査を行い、その結果（本市の負担に

帰すべき部分があると認めるときは、その旨及びその額を含む。)を総括監督員に報告しなければならない。

(解体等に関する確認)

第21条 主任監督員又は工事監督員は、工事に伴って生じた解体材その他の現場発生品の処理が適切に行なわれているかどうかについて、処理の品目、場所、再資源化施設の認定及び処理許可の有無等を調査し、確認しなければならない。

(解除事由の報告等)

第22条 主任監督員又は工事監督員は、契約書及び設計図書に定める契約の解除に係る事由が生じたと認めるとき、又は当該事由の発生につき受注者から解除の通知を受けたときは、直ちにその旨を総括監督員に報告しなければならない。

(検査に適する状態の報告及び検査の立会い)

第23条 主任監督員又は工事監督員は、受注者から契約書及び設計図書に定める工事の完成の通知を受けた場合又は部分払に係る既済部分及び工事材料の確認の請求を受けたときは、設計図書に基づき工事現場を調査し、契約書及び設計図書に定める検査に適する状態にあると認めるときは、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

2 監督員は、検査員から検査の立会いを求められた場合は、特別な事由がある場合を除き立ち会わなければならない。

(契約書及び設計図書に基づく監督事務)

第24条 主任監督員又は工事監督員は、前各条に定めるもののほか、契約規則並びに契約書及び設計図書に定めるところにより、契約の適正な履行を確保するために必要な指示、協議その他の監督事務を行なわなければならない。ただし、総括監督員は、これらの監督事務のうち特に重要なものについては、自ら行うか又は主任監督員に行わせなければならない。

2 前項ただし書の規定により主任監督員が行うこととされた監督事務のうち特に重要なものについては、主任監督員は、あらかじめ総括監督員の指示を受けて行わなければならない。

(書類等の整備等)

第25条 監督員は、その監督業務に係る工事ごとに、設計図書、工程表、施工計画書そ

の他の監督事務に必要な書類及び帳簿を整備し、及び保管しなければならない。

(雑則)

第26条 この訓令に定めるもののほか、工事の監督に関し必要な事項は、市長がその都度定める。

附 則（平成16年市訓令甲第61号）

この訓令は、平成16年10月1日から施行し、平成16年10月1日以後に請負契約を締結した工事に適用する。

附 則（平成19年市訓令甲第191号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年市訓令甲第53号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市訓令甲第23号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年市訓令甲第35号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年市訓令甲第24号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

受注者

様

監督員職氏名

印

見本等の提出請求書

年 月 日請負契約を締結した次の工事について、岡山市工事請負契約約款第 1 4 条第 3 項（又は第 5 項）の規定により、下記のとおり〇〇〇に関する見本（又は工事写真等）の提出を請求します。

契約番号及び

工 事 名

工 事 場 所

契 約 工 期 年 月 日 から 年 月 日 まで

記

提出請求内容（及び理由）

様式第 2 号（第 1 5 条関係）

年 月 日

受注者

様

監督員職氏名

印

### 破壊検査通知書

年 月 日請負契約を締結した次の工事について、岡山市工事請負契約約款第 1 7 条第 2 項（又は第 3 項）の規定により、下記のとおり工事施工部分の破壊検査を通知します。

契約番号及び

工 事 名

工 事 場 所

契 約 工 期 年 月 日 から 年 月 日 まで

記

検 査 日 時 年 月 日 時から

検 査 箇 所

破壊検査の理由

様式第 3 号（第 1 5 条関係）

年 月 日

受注者

様

監督員職氏名

印

改造請求書

年 月 日請負契約を締結した次の工事について、岡山市工事請負契約約款  
第 1 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり設計図書不適合部分の改造を請求します。

契約番号及び

工 事 名

工 事 場 所

契 約 工 期 年 月 日 から 年 月 日 まで

記

改造請求の内容（及び理由）

様式第 4 号（第 1 9 条関係）

年 月 日

受注者

様

監督員職氏名

印

災害防止措置等請求書

年 月 日請負契約を締結した次の工事について、岡山市工事請負契約約款第 2 7 条第 3 項の規定により、下記のとおり災害防止等のため臨機の措置をとることを請求します。

契約番号及び

工 事 名

工 事 場 所

契 約 工 期 年 月 日 から 年 月 日 まで

記

臨機の措置請求の内容

臨機の措置請求の理由